

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第107号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「，元離宮二条城事務所長」を削り，「子育て支援総合センターこどもみらい館長」の右に「，児童福祉センター院長」を加え，同表2の項中「，南部まち美化事務所長」を削り，「動物園長」の右に「，元離宮二条城事務所長」を加え，「，児童福祉センター院長」を削り，同表3の項中「(南部まち美化事務所長を除く。)」を削り，同表5の項中「，分園長」及び「，分園副所長」を削る。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)